

豊橋市版 事業所から発生するごみの分別例

※ここに載っていないもので、処理方法の分からない廃棄物がありましたら下記へお問い合わせください。

一般廃棄物

紙くず ※特定の業種においては産業廃棄物として処理してください。(以下「業種指定」)(下記赤色の枠参照)

水に溶けない紙

- 紙コップ、ヨーグルトカップなどの防水加工紙
- アルミやビニールなどでコーティングされた紙
- 写真用紙など

汚れた紙

- 匂い、食べ物の汚れ等が付着した紙
- 使用したティッシュペーパーやペーパータオルなど

※ 廃油などの産廃が混ざったものは産廃として処分してください。

その他リサイクルに向かない紙

- 転写紙、感熱紙、アイロンプリント紙の類
- 粘着剤が付いた紙など
- 機密書類等

木くず ※業種指定

- 木製家具
- 割りばし
- 剪定枝、落ち葉など

動植物性残さ ※業種指定

生ごみ

- 食品の食べ残し
- 調理残さ
- 売れ残り など

天然繊維くず ※業種指定

- 綿の作業服
- 天然皮革製品
- 麻や綿のふきん
- 本畳など

その他

人毛等

- 美容室などでカットした頭髮など

〈業種指定〉
特定の業種から排出される場合にのみ産業廃棄物となる品目があります。
例：木製品製造業・建設業の工作物から発生した木くず、紙製品製造業から発生した紙くずなど
詳しくは事業系ごみ適正処理ガイドブックをご覧ください。

古紙としてリサイクルが可能な紙類

- 新聞・雑誌
- 段ボール
- 紙パック
- OA紙
- シュレッダー紙
- その他雑がみ

資源化センター(またはバイオマス利活用センター)で処分しますので、自ら搬入する(あらかじめ投入許可申請が必要)か、一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して搬入してください。(裏面参照)

上記の処理方法のほか、できるだけ再生資源事業者へ引き渡してリサイクルしてください。

産業廃棄物

廃油

- 食用油・ラード
- エンジンオイル
- 鉱油
- ペンキ など

ガラス・陶磁器類

- 食器
- 水槽
- 窓ガラス
- 植木鉢 など

金属類(金属くず)

- 一斗缶
- ペンキ缶
- 厨房調理台
- ガスボンベ
- その他金属製品

水銀使用製品

- 蛍光灯
- 水銀体温計
- 水銀式血圧計 など

電池(金属くず・汚泥)

※乾電池は金属と汚泥の混合廃棄物です。
※小型充電式電池は、回収協力店などに相談しリサイクルしてください。

建設廃棄物 ※排出事業者は元請業者

- 石膏ボードなどの壁材
- がれき類・廃かわら

プラスチック(廃プラスチック類)

- クリアファイル
- 発泡スチロール
- 樹脂製品
- タイヤ
- 合成皮革製品
- 弁当容器
- CD
- 塩ビ管
- アクリルパネル
- 化学合成繊維(カーテン、作業服など)
- その他プラスチック製品

汚れていても産廃で処理してください。一般廃棄物ではありません。

缶・びん・ペットボトル

※缶・びんは再生資源業者に委託することができます。
※自動販売機を設置している場合、飲料納品時に引き取ってもらう方法もあります。

流通用木製パレット

※業種指定なく、どの業種から排出されても産廃となる

一部の業者から排出された木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ等
※業種指定

産業廃棄物処理委託にあたって
排出事業者は、その品目の取り扱いができる「収集運搬業」「処分業」それぞれの許可業者と書面による契約を結ぶ必要があります。また、排出事業者は産業廃棄物の引き渡しと同時にマニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付しなければなりません。

それぞれの品目ごとに、産業廃棄物処理業許可業者に委託して処理してください。(裏面参照)